

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

福島町では、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、次のとおり特別給付金を支給します。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①
- ・令和4年3月31日時点で児童手当または特別児童手当の受給している方
 - ・令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育している父母
 - ・令和5年2月末までに生まれた新生児

- ②
- ◆令和4年度住民税（均等割）が非課税の方
または
 - ◆令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

3. 申請方法

I. 令和4年3月31日時点で児童手当または特別児童手当の受給者で住民税非課税の方

▶ 申請は、不要です。

※町民課より、受給拒否の届出書を送付しますが、給付金の支給を希望しない場合のみ、届出書をご提出ください。

II. 上記以外の方

▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに、役場町民課までご提出下さい。

4. 申請期限

令和5年2月28日(火)まで

お問い合わせ先

町民課

☎47-4681



役場職員や厚生労働省の職員などを名乗った電話が多発しているため、詐欺などにはご注意ください。